

「米穀の商慣習に関する意見交換会」の開催について

1 目的

本年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「農産物検査規格と商慣習の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたことを踏まえ、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討委員会」が開催されることとなった。このうち、米穀の商慣習について関係者間の意見交換を行い、同検討会に報告するため、「米穀の商慣習に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を開催する。

2 議題

現在の米穀の商慣習における課題及びその対応方策

3 運営

- (1) 意見交換会は、原則としてWEB会議方式を併用して開催する。
- (2) 意見交換会は、原則として公開とする。
- (3) 意見交換会の資料及び議事録は、意見交換会終了後に出席者等の了解を得た上で、農林水産省のホームページにおいて公表する。
- (4) 上記にかかわらず、企業の経営上の観点から必要がある又は意見交換会の運営に支障があると認められる場合には、意見交換会、資料及び議事録を非公開とすることができる。
- (5) 意見交換会の庶務は、農林水産省政策統括官付農産企画課において行う。